

加賀市公告第 2 号

制限付き一般競争入札について

制限付き一般競争入札を行いますので、加賀市財務規則(平成17年加賀市規則第35号)第123条第1項の規定により公告します。

令和5年1月23日

加賀市長 宮 元 陸

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 加賀温泉駅都市施設等建設工事(建築工事)
- (2) 工事場所 加賀市 作見町 地内
- (3) 工 期 令和6年10月18日まで
- (4) 工事概要 建築工事一式
- (5) 入札方法 電子入札

2 予定価格 1,212,500,000円(税抜き)

3 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たしている2者又は3者により構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とします。

(1) 共同企業体の構成員の共通資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、資格の再認定を受けた者は除くものとします。
- ウ 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。)

が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

エ 公告の対象工事の開札日において、加賀市の指名停止措置を受けていない者であること。

オ 西日本旅客鉄道株式会社編「営業線近接工事保安関係標準示方書(在来線)」に定める工事従事資格者(社団法人日本鉄道施設協会が認定する各資格者に必要な資格認定証を有し、かつ、西日本旅客鉄道株式会社が実施する鉄道に関する技術上の基準を定める省令(国土交通省令第151号)第10条に基づく教育訓練を受験し、合格した者をいう。)のうち工事管理者(以下「工事管理者」という。)を共同企業体として、1名以上配置できること。但し、共同企業体の中で工事管理者を配置できない場合は、出向契約または他事業者への委託による配置も可能とする。

(2) 代表者の資格

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可に係る営業所の所在地が石川県内にある者であること。なお、営業所については、競争入札参加申請で登録されている契約締結ができる営業所であること。

イ 審査基準日が令和4年1月1日直前である経営事項審査において、建築一式工事に係る総合評点に令和4年度の加賀市競争入札参加資格における主観点数を加算した総合点数が1200点以上であること。

ウ 審査基準日が令和4年1月1日直前である経営事項審査において、建築一式工事の年間平均完成工事高が12億1250万円以上であること。

(3) その他構成員(A)の資格

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可に係る営業所の所在地が石川県内にある者であること。なお、営業所については、競争入札参加申請で登録されている契約締結ができる営業所であること。

イ 審査基準日が令和4年1月1日直前である経営事項審査において、建築一式工事に係る総合評点に令和4年度の加賀市競争入札参加資格における主観点数を加算した総合点数が1200点以上であること。

ウ 審査基準日が令和4年1月1日直前である経営事項審査において、建築一式工事の年間平

均完成工事高が12億1250万円以上であること。

(4) その他構成員 (B) の資格

ア 公告日において、令和4年度の加賀市建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事として登録があること。

イ 建設業法第3条第1項の許可に係る本社(主たる営業所)の所在地が加賀市内にある者であること。

ウ 令和4年度の加賀市建設工事競争入札参加資格者名簿において、建築一式工事の等級がA等級に格付されていること。

(5) 共同企業体の結成に関する留意事項

ア 代表者1者とその他構成員 (B) 1者の2者もしくは代表者1者とその他構成員2者 (A) + (B) の3者で共同企業体を結成すること。

イ 結成方式は、自主結成とすること。

ウ 代表者の出資比率がその他構成員の出資比率を上回っていること。

エ 構成員の出資比率は2者の企業体のときは30%以上、3者の企業体のときは20%以上であること。

この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をした共同企業体の代表者及び構成員は、新たに他者と共同企業体を結成し、この入札公告における工事に参加資格確認申請をすることができません。

4 入札参加申込みの手続

(1) 入札参加を希望する者は、加賀市の電子入札システムにおいて、次の書類を添付の上参加申込みをしてください。

- ・入札参加資格確認申請書
- ・配置予定現場代理人・監理(主任)技術者届(JV用)

※ 技術職員名簿の変更届出を伴う場合は、新規雇用者に係る技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等の資格を証する書面の写し及び健康保険被保険者証、雇用保険被保険者通知書等の雇用関係を証する書面の写しを必ず添付してください。

- ・特定建設工事共同企業体協定書
- ・使用印鑑届(共同企業体代表者用及び共同企業体その他構成員用)

・審査基準日が令和4年1月1日直前の経営事項審査結果通知書(写し)(代表者・構成員各1部)

- (2) 受付期間は令和5年1月23日(月)午後1時から令和5年2月14日(火)午後5時まで(時間厳守)とします。システム障害、カード破損その他のやむを得ない事由により電子入札システムで申請できない場合は、紙により入札参加資格確認申請書及び紙入札方式承認願、各2部を令和5年2月14日(火)午前9時から同日正午まで(時間厳守)に加賀市総務部財政課契約グループへ提出してください。なお、入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知します。

5 入札及び契約の条件

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 入札保証金 | 免除 |
| (2) 契約書の要否 | 要 |
| (3) 工期(履行期限) | 令和6年10月18日 |
| (4) 契約保証金 | 要 金銭的保証(付保割合10%) |
| (5) 前金払 | 有(請負額の40%以内の額) |
| (6) 部分払又は中間前金払 | 有 ※ |

※ 落札決定後に部分払と中間前金払のいずれかを届け出るものとし、その後において変更することができません。

- | | |
|------------|---|
| (7) 最低制限価格 | 有 |
|------------|---|

6 設計書、仕様書、図面及び契約条項を示す場所

加賀市総務部財政課契約グループ

(入札情報システムの入札予定画面より本工事の設計図書をダウンロードしてください。なお、設計図書の貸し出しを希望する場合は、加賀市総務部財政課契約グループまで連絡してください。)

7 設計図書の質問及び回答

設計図書に関して質問がある場合は、次に従い書面(様式自由)により提出してください。

質問 令和5年2月24日(金)午後5時まで(郵送の場合は必着)

回答 令和5年2月28日(火)までに、入札情報システムの【入札予定参照】の画面にある「説明文書等」の項目において添付ファイルにて通知します。

8 入札執行場所及び日時

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 執行場所 | 加賀市役所 別館3階302会議室 |
| (2) 入札開始日時 | 令和5年3月2日(木)午前8時 |
| (3) 入札書提出締切日時 | 令和5年3月3日(金)午後5時 |
| (4) 開札日時 | 令和5年3月6日(月)午前10時 |

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
- (2) 工事費内訳書の様式は、入札情報システムからダウンロードした設計図書のExcelファイルを使用してください(自由様式不可)。
- (3) 工事費内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 工事費内訳書を提出しない者のした入札
- (3) 加賀市競争入札心得に違反した者のした入札

11 契約の条件

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に市の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結してください。

なお、この工事の契約締結については、事前に加賀市議会の議決を要するので、当該仮契約は、加賀市議会でこの工事の請負契約の締結に係る議案が可決されたときに本契約となるものとしてします。

ただし、市は、当該議案が加賀市議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負いません。

12 その他入札に際しての注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 書類の作成に係る費用及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 再度入札は2回(第1回を含めて3回)を限度とします。再度入札となった場合は、その当日と翌日を含む2日間の再入札書受付期間を設定することを原則とし、新たに通知することとします。再々度の場合も同様とします。
- (4) この公告及び詳細については、加賀市総務部財政課契約グループまでお問い合わせください。

1.3 問い合わせ先

加賀市役所総務部財政課契約グループ

〒922-8622

加賀市大聖寺南町ニ41番地

電話 0761-72-7810

FAX 0761-72-5650